

「深谷市立八基小学校学校応援団」実施要綱

1 趣旨

家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び家庭・地域の教育力の活性化を図る。

2 定義

学校応援団とは、学校での教育活動を支援する保護者、地域の方によるボランティア（以下、学校支援ボランティアという。）の活動組織をいう。

3 学校応援団の構成

- (1) 学校応援団は、保護者及び地域の方で、学校応援団名簿に登録されたものをもって構成する。
- (2) 学校は、学校応援団と学校との調整役として学校応援コーディネーターを依頼する。
- (3) 学校応援団及び学校応援コーディネーターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 学校応援コーディネーターは複数置くことができる。
- (5) 全てのPTA役員は、必要に応じ学校応援団コーディネーターを補佐する。

4 学校応援団の活動内容

- (1) 学校応援団の活動は、登下校を含む学校管理下に限定する。
- (2) 学校応援団は年度末に活動の成果と課題を整理する。

5 学校支援ボランティアの活動内容

学校支援ボランティアの活動は、参加する者の特技、経験を生かして自発的に行われるものとする。その活動内容は次に例示するものとする。

- (1) 学習への支援
- (2) 安心・安全への支援
- (3) 環境整備への支援
- (4) 学校行事、校外学習への支援
- (5) 生徒指導への支援
- (6) 農業体験など体験活動への支援
- (7) その他、学校管理下における児童・生徒の活動への支援

6 学校支援ボランティアの留意事項

学校支援ボランティアは、次の点に留意して活動を行う。

- (1) 学校応援コーディネーターと事前に打ち合わせを行い、活動の内容や各自の役割を把握する。
- (2) 学校内で活動するときは、学校応援団の名札を着用する。
- (3) 活動中であるとないとを問わず、学校で知り得た児童の個人情報保護を遵守する。

7 学校応援コーディネーターの活動内容

学校応援コーディネーターは次に掲げる内容について活動する。

- (1) 学校長の要請に基づき、学校応援団の活動計画を作成すること
- (2) 名簿を管理すること
- (3) 学校から依頼を受け、学校応援団に支援を依頼すること
- (4) 地域から要望を受け、子どもを地域の活動に参加させるための調整をすること
- (5) 地域の情報を学校に提供すること
- (6) 学校の情報を地域に周知すること
- (7) 学校応援団の運営委員会を開催すること

8 学校応援コーディネーターの留意事項

学校応援コーディネーターは、次の点に留意して活動を行う。

- (1) 学校応援コーディネーターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 学校応援団の活動時間は学校と協議する。

9 学校の運営

- (1) 学校応援団の活動に際しては、ボランティアとする。
- (2) 学校応援団との連携は、校長を中心に学校応援団推進担当が行う。
- (3) 学校応援団活動の留意事項について学校応援団に指示伝達を行う。
- (4) 学校応援団を損害保険に加入させる。
- (5) 年度末に学校応援団との連携について成果と課題を整理する。
- (6) 学校応援団の活動場所について配慮する。活動に必要な備品、消耗品、施設設備について貸与する。

10 その他

この要綱に定めるほか必要な事項は校長が別に定める。

(附則) この要綱は、平成22年11月20日から施行する。